

**離婚届の記載例と記入上の注意点**

～婚姻時に夫の氏にて婚姻した妻が「婚姻前の氏で新戸籍をつくる」を選択された場合～

○届出時に登録している住所をご記入ください。  
○離婚届だけでは、住所異動や世帯分離はできません。  
別途住所異動届を提出してください。

○婚姻の際に氏が変わった方は婚姻前の氏に戻ります。この欄にチェックをつけ、本籍をご記入ください。  
○離婚後も婚姻中の氏を引き続き称する場合は、別紙「離婚の際に称していた氏を称する届(77条の2)」の届出が必要です。その際は、この欄は記入不要です。

○未成年の子について、親権を行う子の氏名を必ず記入してください。  
○離婚届だけでは、子の戸籍の変動はありません。  
○離婚により別戸籍になった方の戸籍に子を移すためには、別途裁判所の許可が必要です。

**離婚届**

令和 4年 4月 12日 届出

宮崎県都城市 長 殿

	(1) 氏名	夫 <b>みやこのじょう 太郎</b>	妻 <b>みやこのじょう 花子</b>
	生年月日	昭和 61年 10月 10日	平成 3年 2月 2日
	住所	宮崎県都城市姫城町6街区21号	宮崎県都城市中町16街区15号
	本籍	宮崎県都城市姫城町 6番地	
	離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
	婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
	もどる者の本籍	宮崎県都城市中町16番地 筆頭者の氏名 <b>乙野 花子</b>	
	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 <b>都城 かおる</b>	妻が親権を行う子
	同居の期間	平成 28年 1月 から	令和 2年 3月 まで
	別居する前の住所	宮崎県都城市姫城町6街区21番地 号	
	別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしない世帯	
	夫妻の職業	(国勢調査の年...から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫 <b>都城 太郎</b> 妻 <b>都城 花子</b>	
	届出人署名	夫 <b>都城 太郎</b> 印	妻 <b>都城 花子</b> 印
	連絡先	電話( 090 ) 1234 - ○□△□	自宅・勤務先 携帯( )方

届出する日付をご記入ください。  
協議離婚の場合、届出した日が離婚日になります。  
また、日付の下には提出先の市区町村名をご記入ください。

別居の有無に関わらず、いずれか該当する項目にチェックしてください。

**届書はA3サイズで提出してください。**

- 黒のボールペンを使用し、丁寧に記入ください。消せるボールペンや鉛筆などは使用しないでください。
- 土日祝日、業務時間外に届出する場合は、警備員室での受付になります。翌開庁日以降に戸籍担当が記載内容を確認し、不備がなければ届出された日にさかのぼって受理となります。
- 記入漏れ、誤りなど書類に不備がある場合や受理できない場合は、後日来庁いただくことがあります。
- 業務時間は、平日午前8時30分から午後5時15分です(年末年始を除く)。

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
本籍地でない市区町村役場に提出するときは、2通または3通提出してください(市区町村役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります)。また、そのさい戸籍謄本1通もあわせて提出してください。  
そのほかに必要なもの  
調停離婚のとき→調停調書の謄本  
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書  
和解離婚のとき→和解調書の謄本  
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本  
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)

署名 (※押印は任意)	<b>都城 一郎</b>	印	<b>乙野 武</b>	印
生年月日	昭和 35年 4月 12日		昭和 41年 8月 22日	
住所	宮崎県都城市蔵原町 11街区25号		宮崎県都城市山田町山田 3881番地7	
本籍	宮崎県都城市蔵原町11番地		宮崎県宮崎市橋通西一丁目1番地	

○協議離婚届出には、**成年者二人(親族、知人でも可)**の証人が必要です。  
○それぞれ証人本人の自筆署名、生年月日、住所、本籍を証人本人がご記入ください。証人が夫婦の場合でも、氏や住所、本籍は省略せずご記

裁判所が関与しない離婚は「協議離婚」です。

未成年の子がいる場合には、あてはまる項目に必ずチェックしてください。

届出時点で同居中の場合には「別居をしたとき」と「別居する前の住所」は空欄にしてください。

**※注意点**

- ◆もとの戸籍に戻る場合、婚姻前のもとの戸籍に記載されたすべての人が「除籍」となっている場合は戻れません。本人が筆頭者となり新しい戸籍をつくることとなります。
- ◆新本籍は、届出する時点で存在する土地の地番におくことができます。なお、住居表示地域の場合はその街区符号となります(例: 都城市姫城町6街区21号の場合は都城市姫城町6番となります)。アパート名等は本籍には入りません。
- ◆新本籍を設定することが可能かは、新本籍を設定する市区町村役場にお問い合わせください。
- ◆ご不明な点は、市区町村の戸籍担当にご相談ください。

婚姻中の氏名で、夫および妻欄に本人が自筆署名をしてください。

平日午前8時30分から午後5時15分に連絡の取れる電話番号を必ずご記入ください。